

平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 フューチャー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 恭文
(コード番号 4722 東証第一部)
問合せ先 執行役員 中島 由彦
(TEL (03) 5740 - 5724)

東京高等裁判所の判決（勝訴）のお知らせ

当社が、平成 26 年 8 月 5 日付の「当社及び当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示しました訴訟の判決が本日言い渡され、第一審に続いて当社が全面的に勝訴しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 平成 30 年 3 月 28 日

2. 控訴を提起した者（控訴人）

(1) 名 称 日東電工株式会社 代表取締役 高崎 秀雄

(2) 所在地 大阪府茨木市下穂積 1 丁目 1 番 2 号

3. 本訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 9 月 5 日に日東電工株式会社（以下、「日東電工」という。）との間で締結した「新販売システムアプリケーション開発」に関する個別契約等に基づき、平成 21 年 9 月 4 日をもって当該契約の成果物を納品いたしました。日東電工は何ら正当な理由を示さず、当社の上記行為を納品と認めず、請負代金等についても支払いを拒否したため、平成 21 年 11 月 30 日に請負代金等を請求する訴訟を提起しました。これに対し、日東電工は当社との契約を解除したと主張して平成 23 年 12 月 19 日付で原状回復と損害賠償請求の反訴提起を行いました。

その後、平成 28 年 4 月 1 日付会社分割によりフューチャーアーキテクト株式会社が本訴訟を引き受けましたが、平成 28 年 6 月 17 日、東京地方裁判所より、当社側の請求をすべて認容し、日東電工の反訴を棄却する旨の当社側全面勝訴の第一審判決が言い渡されました。

当該判決を不服とした日東電工が、平成 28 年 6 月 17 日付で東京高等裁判所に対して控訴を提起し、その判決が平成 30 年 3 月 28 日に言い渡されました。

4. 東京高等裁判所の判決の内容

- (1) 日東電工は、14億2482万5000円及びこれに対する平成21年11月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 日東電工のその余の請求を棄却する。
- (3) 日東電工の反訴請求についての本件控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、第2審及び本訴、反訴を通じてこれを100分し、その99を日東電工の負担とし、その余を当社が負担する。

5. 今後の見通し

東京高等裁判所においても、第1審における当社の主張は全面的に認められました。日東電工の対応がわかり次第、本判決が当社連結業績に与える影響を速やかにお知らせします。

以上

●本件に関するお問い合わせ先：

フューチャー株式会社 中島

IR直通 Tel：03-5740-5724 電子メール：ir@future.co.jp